

3番	中林堅造君	4番	河杉憲二君
5番	斉藤旭君	6番	高砂朋子君
7番	山根祐二君	9番	久保玄爾君
10番	山田耕治君	11番	青木明夫君
12番	重川恭年君	13番	山本久江君
14番	横田和雄君	15番	弘中正俊君
16番	大田雄二郎君	18番	佐鹿博敏君
19番	田中敏靖君	20番	木村一彦君
21番	三原昭治君	22番	藤本和久君
23番	安藤二郎君	24番	田中健次君
26番	山下和明君	27番	行重延昭君

○欠席議員（1名）

8番 今津誠一君

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
会計管理者	安田憲生君	財務部長	本廣繁君
総務部長	阿川雅夫君	総務課長	福谷真人君
生活環境部長	柳博之君	産業振興部長	梅田尚君
土木都市建設部長	権代眞明君	健康福祉部長	田中進君
教育長	杉山一茂君	教育部長	藤井雅夫君
上下水道事業管理者	浅田道生君	上下水道局次長	岡本幸生君
消防長	秋山信隆君	代表監査委員	和田康夫君
入札検査室長	福田一夫君	農業委員会事務局長	山本森優君
選挙管理委員会事務局長	高橋光之君	監査委員事務局長	永田美津生君

○事務局職員出席者

議会事務局長 徳永亨仁君 議会事務局次長 末岡靖君

午前10時 開議

○議長（行重延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出のありました議員は今津議員であります。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を、御指名申し上げます。2番、土井議員、3番、中林議員、御兩名にお願い申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

市長行政報告

○議長（行重 延昭君） これより、市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 競輪場に設置してありました、自動湯茶機の紙カップ・茶原液の購入契約に係る、「怠る事実の違法確認請求・損害賠償等請求住民訴訟事件」の判決の確定について、御報告申し上げます。

本件につきましては、既に御報告いたしておりますとおり、広島高等裁判所での控訴審において、「原告らの請求の一部を却下し、その他については棄却する」との判決が言い渡されておりましたが、原告らが上告しなかったため、市の勝訴が確定したことを、平成23年6月15日付の判決確定証明書により確認いたしましたところでございます。

なお、弁護士に対する成功報酬金等につきましては、本日、補正予算として御審議いただくこととしております。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 以上で市長行政報告を終わります。

議案第49号平成23年度防府市一般会計補正予算（第3号）

（各常任委員会委員長報告）

議案第45号防府市英雲荘設置及び管理条例の全部改正について

（教育民生委員会委員長報告）

議案第47号防府市手数料条例中改正について

（産業建設委員会委員長報告）

○議長（行重 延昭君） 議案第49号、議案第45号及び議案第47号の3議案を一括議題といたします。

まず、関係各常任委員会に付託されておりました議案第49号について、総務委員長の

報告を求めます。三原総務委員長。

〔総務委員長 三原 昭治君 登壇〕

○21番（三原 昭治君） おはようございます。さきの本会議において、総務委員会に付託となりました議案第49号平成23年度防府市一般会計補正予算（第3号）中、総務委員会所管事項につきまして、去る6月22日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

審査の過程における質疑等の主なものを申し上げますと、「普通会計ベースで約18億円の歳計剰余金が見込まれるようだが、今後の財政運営はどうか」との質疑に対し、「多額の一般財源を必要とするごみ処理施設の建設や、小・中学校の耐震化等の事業がございますので、財政調整基金に9億5,000万円を積み立て、調整財源といたします」との答弁がございました。また、「地域協働支援センター等の指定管理者から提出される事業報告書等を公表してほしい」との要望がございました。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり承認した次第でございます。

次に、付託案件以外の質問についてでございますがまず「LEDの防犯灯設置の補助金について、申請の状況はどうか」との質疑に対しまして、「LEDへの取り替えは当初予算で240灯を見込んでおりますが、5月末で79灯、申請が出ており、今後も200灯以上の申請があると聞いていますので、今後、補正予算での対応も検討したいと考えています」との答弁がございました。

また、「防犯灯の設置補助金は、防犯灯1本ずつで計算し、1,000円未満は切り捨てる運用になっているが、複数設置の場合は、1本ずつではなく、まとめたもので1,000円未満を切り捨てるか、あるいは1本ずつで計算するのであれば、100円未満を切り捨てるようにしてほしい」との要望がございました。

次に、「公共施設の耐震化については、早急に2次診断をして、その結果によっては、速やかに耐震化施工をすべきだ。また、災害対策本部や災害時に主力となるべき土木都市建設部を、耐震性の低い庁舎に配置するのはいかがなものか」との意見に対し、「公共施設の耐震化等について早急に検討しなければならないと考えています」との答弁がございました。

このほか、「東日本大震災への対応について」、「また企業誘致について」などの発言や要望がありました。

以上、報告申し上げますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、関係各常任委員会に付託されておりました議案第49号

及び教育民生委員に付託されておりました議案第45号について、教育民生委員長の報告を求めます。弘中教育民生委員長。

〔教育民生委員長 弘中 正俊君 登壇〕

○15番（弘中 正俊君） おはようございます。ただいま議題となっております、議案第45号防府市英雲荘設置及び管理条例の全部改正について、議案第49号平成23年度防府市一般会計補正予算中、教育民生委員会の所管事項につきまして、去る6月23日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第45号の防府市英雲荘設置及び管理条例の全部改正について、その結果と経緯について御報告申し上げます。

審査の過程における主な質疑等につきましては、「花月楼の使用料は、昭和57年、29年前の料金改定後は、平成元年及び平成9年の消費税による改正しかないが、ほかの公共施設は、平成9年に使用料の全面的な見直しがされている。平成9年に料金改定がされるべきであり、このたび条例の全部改正より、公民館的施設から文化財的施設として変わることから、改めて考え直す必要があるのではないか」との質疑に対し、「英雲荘は、平成8年度から修理事業に着手し、花月楼は、平成10年度に修理を行うなど、昨年度まで整備を続けてまいりました。本年3月、英雲荘本館の建物本体の修復が終了したことから、施設の考え方を変更し、観覧料を新設するための条例改正を提案したところですが、平成23年度以降、庭園の修理事業等に取りかかることとしており、全体の整備が終了したときには、改めて花月楼の使用料の見直しを考えております」との答弁がございました。

また、「料金設定は、公民館と均衡がとれているのか」との質疑に対し、文化福社会館の茶室は、現在の花月楼の使用料より若干高めの設定になっております」との答弁がございました。

また、「第6条にある花月楼の使用で、その他の文化活動とは何を想定しているのか、また、花月楼の活用のスタンスはどのように考えているのか」との質疑に対し、「川柳、俳句、謡、囲碁、将棋などの文化活動を考えております。

また、活用のスタンスについては、文化財的な施設として、歴史的に由緒ある花月楼をより深く理解していただくため、文化活動のいろいろな機会、場として使用していただくことを考えております」との答弁がございました。

質疑等を終結し、議員間討議を行いましたので、その主な意見を申し上げますと、「花月楼は茶室であり、公民館的な施設とは違うので、下関の長府毛利邸の料金程度にするべきと考える」との意見や、「PRをしながら、市内外、特に、より多くの市民に利用してもらうためには、現行料金の設定でよいと考えられ、トイレ・庭園整備の完成した時点で

見直しをすべきと考える」との意見がございました。

また、花月楼は茶室であり、その他文化活動の、囲碁、将棋等を行うことは、スタンスが変わり、花月楼自体の価値がなくなるのではないかと、また文化的施設として料金設定する必要があると考える」との意見がございました。

審査を尽くしたところで、2つの修正案が提出されました。

田中委員からは、本来、平成9年に改正すべき使用料が、平成8年から、修理事業により見送られていたことや、英雲荘がこれまでの公民館的施設から文化財的施設へ位置づけが変わることから、使用料を増額改定し、改めて区分を改定する修正案が提出されました。

また、安藤委員からは、第6条の「その他の文化活動」は、囲碁、将棋、川柳との説明があったが、その他の文化活動は、それに限らず、多岐にわたり問題がある。格調ある茶室で、その他の文化活動を行うことは、納得できるものではなく、花月楼の位置づけとして、茶室の価値を市民にも理解していただきたいことから、茶道研究、茶席の使用専用とするために、第6条の「その他の文化活動」を削除する修正案が提出されました。

この2つの修正案及び原案についてお諮りいたしましたところ、「花月楼は、本館は完成したが、庭園整備はまだであり、英雲荘全体をとらえたときには、未完成である。未完成の一部を使用することから、現行のまま使用料を据え置き、庭園整備が完成した時点で見直しをすべきと考えられることから、使用料の修正案に反対する。また、議場やお寺の中でもコンサートをすることがあり、花月楼でその他の文化活動をやってはならないという根拠が見当たらず、利用状況を見ながら改正すべきと考えることから、その他の文化活動を削除する修正案に反対する」との意見がありました。

また、「公民館的な施設から文化財的な施設への、位置づけを変えることへのスタートであり、英雲荘、花月楼の価値を市民の皆様にお示しし、文化財を守っていくのであれば、花月楼は、茶道研究、茶席専用の財産として受け継いでいくことが正しいと考える。

また、花月楼は歴史的にも茶道関連の重要な財産であり、市民にも理解していただくためにも、ある程度料金を上げることによって、付加価値を上げることが妥当であると考えられることから、2つの修正案に賛成する」との意見がありました。

さらに、「今までの社会福祉の増進という目的から、保存・活用、郷土の歴史に対する市民の理解を深めるという文化的趣向に変わっており、また、文化的価値からも、本館、花月楼の使用料は最低限、公民館の使用料より、同等もしくはプラスアルファであるべきと考える。また、その他の文化活動は、いかようにも解釈できる内容である。大きな投資をして修復した建物であり、保存価値と同時に、市民にPRしながら的確に方向づけするために、茶道研究、茶席に特化する必要があると考えることから、2つの修正案に賛成す

る」との意見もありましたので、まず、田中委員提出の修正案及び安藤委員提出の修正案について、挙手による採決を行った結果、賛成多数により、2つの修正案を承認いたした次第でございます。

次に、修正部分を除く原案については、全員異議なく承認いたした次第でございます。

したがいまして、本案につきましては、お手元に配付しております修正報告書のとおり修正の上、その他の部分については原案のとおり承認いたした次第でございます。

続きまして、議案第49号平成23年度防府市一般会計補正予算について、審査の過程における主な質疑等につきましては、「プールの老朽化調査の平成23年4月における中間報告によって、プール新築を決定されているが、時期尚早ではないか」との質疑に対して、「中間広告を受け、財団法人防府スポーツセンターで検討の結果、利用される市民の皆様が安全が一番と考え、急遽プールの閉鎖が決定されたところです。この決定を受けまして、庁内に設置している防府市体育施設整備計画等検討委員会で協議する中で、現在のプールにかわる新しいプールは必要という方向性が確認され、今回、（仮称）プール施設検討委員会を設置し、委員の方々から、プールについての御意見を伺おうとしたものです」との答弁がございました。これに対し、「拙速に進めるのではなく、最終報告が出ていないことも踏まえて、だれもが納得のいくような手法をとっていただきたい」との意見がございました。

「プール施設整備検討委員会では、5回開催予定とのことですが、実質審議は3回程度になると考えられるが、委員会の下に部会等を置くことは考えているのか」との質疑に対して、「庁内の体育施設整備計画等検討委員会や幹事会を随時開催し、プール施設整備検討委員会をフォローしてまいりたいと考えております」との答弁がございました。

また、「市民の皆様意見を踏まえるべきと思われるが、アンケートを実施する計画はあるのか」との質疑に対し、「アンケートは早い時期に実施し、整備検討委員会の中で、そのアンケート結果をお示しして、協議を進めていきたいと考えております」との答弁がございました。これに対して「十分時間をかけて、安全なプール、市民が満足いくプールを建設していただきたい」との意見がございました。

また、「プール施設整備検討委員会の会員14名のうち、議会から1名となっているが、議会が別組織をつくり、施設整備検討委員会と並行的な調整は可能なのか、議会との今後の協議の進め方はどのように考えているのか」との質疑に対し、「慎重な審議も必要でございますので、今後、議会と調整を図りながら協議を進めてまいりたいと考えております」との答弁がございました。

また、「ファミリーサポートセンター事業の県の補助金はなぜなくなったのか。また、

必要な事業については、県に予算要望をすべきではないのか」との質疑に対し、「県では県内各市にファミリーサポートセンターが設置されたことを理由に、設置促進のために、国の制度に上乘せしていた県単独補助金を廃止されたものでございます。このため、県市長会を通して県に対して、補助の復活やさらなる事業促進を要望しているところでございます」との答弁がございました。これに関連して、「事業の県補助金廃止については、市議会や県市議会議長会を通じ、県に対しその復活等も要望すべき課題と考えられるので、議会にも相談いただきたい」との意見がございました。

質疑を終結し、議員問討議において、「新体育館のときには、所管事務調査において経緯等を報告、協議しており、教育民生委員会としては、プール建設の施設整備検討委員会には、議会からの委員1名は選出せずに、教育民生委員会の所管事務調査の中で、状況報告、協議、検討することが望ましいと考える」との意見が出され、当委員会といたしましては、議会からの委員は選出せずに、所管事務調査において協議、検討することに決した次第でございます。

審査を尽くしたところでお諮りいたしましたところ、議案第49号平成23年度防府市一般会計補正予算（第3号）中、教育民生委員会所管事項については、全員一致で原案のとおり承認した次第でございます。

次に、付託案件以外の質問では、「清掃行政について、可燃ごみの収集順序を順次変えることによって、収集時間を変更できないか」との質問に対し、「平成26年度の施設建設に当たり、新たに3品目の分別収集を追加する予定であり、これら3品目を含めた収集が定着した時点で、収集コースの最適性を見直していきたいと考えております」との答弁がございました。

また、「教育行政について、文部科学省が全国学力テストの延期を4月に決定したのに、防府市は、昨年の学力テストを印刷し、実施しているが、どのような考えによるものか」との質問に対し、「本市では、4月に実施した学力テストを1学期における授業に役立てるために、各学校で分析を行い、課題解決の取り組みを進めております。防府市の全児童・生徒の学力向上を継続的、組織的に図りたいという考えをもとに実施したものでございます」との答弁がございました。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 次に、各常任委員会に付託されておりました議案第49号及び産業建設委員会に付託されておりました議案第47号について産業建設委員長の報告を求めます。久保産業建設委員長。

〔産業建設委員長 久保 玄爾君 登壇〕

○9番（久保 玄爾君） さきの本会議におきまして、産業建設委員会に付託となりました議案第47号及び議案第49号の2議案につきまして、去る6月24日委員会を開催し、審査いたしましたので、その経緯と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第47号防府市手数料条例中改正についての質疑等の主なものを申し上げますと、「屋外広告物について、禁止路線においても家屋が連たんしている市街地については、禁止地域というものがなく、許可を得ればよいということだが、連たんというのはどういう状態をいうのか」との質疑に対し、「山口県屋外広告物条例では、「10戸以上」との記載はありますが、10戸以上の家屋がおおむね連なっていれば、その地域には許可を出しているとお聞きしております」との答弁がありました。

また、「法令に違反した広告物をチェックする体制はどのようなものか」との質疑に対し、「現在、県が実施されている年2回程度のパトロールを市も同様に行ってまいります」との答弁がありました。

次に、議案第49号平成23年度防府市一般会計補正予算（第3号）中、本委員会の所管事項の審査の過程における質疑等の主なものを申し上げます。

まず、「環境型保全農業直接支援対策事業について、夏場の一期作、冬場の二期作とも対象になるのか」との質疑に対し、「一期作、二期作という区別はなく、年間を通してその箇所の農地が対象となります」との答弁がありました。

また、「市内中小企業実態調査実施事業について、目的や成果はどう考えているのか」との質疑に対し、「中小企業についてのアンケート調査は、過去に実施したことがなく、市内中小企業の経営実態やニーズ、公的な施策についての周知度や活用度等を調査し、必要があれば直接訪問を行い、今後の中小企業に対する政策の一助になればと思っております」との答弁がありました。

また、「他市では、職員が直接、製造業を訪問し、実態調査をしたところもある。今回の実態調査は初めてのものであり、実りのあるものにするためにも、可能な限り、議会との協力体制をつくり、進めていってほしい」との要望や、「製造業をもっとバックアップすることで、企業は発展し、税収も上がり、雇用も生まれる。市場調査のできる人材を確保し、技術のネットワークをつくることを最終的には目指してほしい」との要望がございました。

審査を尽くしたところで、お諮りいたしましたところ、2議案とも、全員異議なく原案のとおり承認いたしました次第でございます。

次に、付託案件以外の質問についてでございますが、「江良農地について、4月の初めに現地を調査したが、基盤の整備はされていたものの、耕土は入っておらず、原状復帰は

できていなかった。災害前の状態に戻るのが災害復旧ではないのか、また、実際に水を張って確認するべきであり、目視だけでは検査として不十分ではないのか」との質疑に対し、「流出した耕土はそれにかわるものを求めることができませんので、耕土にふさわしい土をよって搬入する設計でございました。また、検査につきましては、用水が出る時期にならないと、水を当てられないため、これまでも水を張ってまでの検査はしたことがありません」との答弁がございました。

これに対し、「工事が3月31日に竣工したかどうかについて、大いに疑問を感じざるを得ない。また、地権者から聞いた話とは異なる部分もある。議会としてうやむやにしておくことはできないため、引き続き、閉会中の継続調査をしてほしい」との要望がございました。

以上、御報告申し上げますので、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 各常任委員長の報告が終わったところでございますけれども、教育民生委員長の報告の中、議案第49号平成23年度防府市一般会計予算中の下りの件でございますけれども、平成22年度防府市一般会計補正予算中という表現でございましたので、訂正をいたしますのでよろしくお願いを申し上げます。（訂正済み）

ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） では、質疑を終結して、修正案及び原案について一括して討論を求めます。24番、田中健次議員。

○24番（田中 健次君） 議案第45号防府市英雲荘設置及び管理条例の全部改正について、修正案に賛成の立場から討論をいたします。先ほどの委員長報告の中にもありましたが、平成9年の料金改定の際に工事中であったため、料金改定そのものがこの花月楼については見送られたわけであります。そのため、公民館や、あるいは文化福社会館と比べてもはるかに安い使用料が、そのままこの条例で示されております。

今回、花月楼の建物が整備された、それに従いまして、本館も新たに観覧料を取るという形で、条例の全面改正がされたわけでありますが、そのことによりまして、まず、平成9年に見送られたような料金改定がされるということが一つの考え方であろうと思います。同時に、第1条で示されておりますように、これまでの公民館から文化財としての施設に位置づけが変わったと、これに基づきましても、また、必要なものが、文化財としての位置づけ、そういう形で文化財として大切に使う、しかし市民にも利用していただく、こういう立場から料金が設定されなければならないと思います。

県内に、類似の施設は、ほとんどありませんが、下関市が管理しております長府毛利邸

の淵黙庵という茶室がありますが、これが1日5,900円、時間単価に直せば840円ですが、これよりも金額的には安く、時間当たりでいけば700円、1日5,600円という今回の修正であります。

また、市内の民間施設、天満宮の芳松庵が1日5万円という金額になります。面積では、花月楼はこの4分の1程度でありますので、5万円の4分の1、1万2,500円ということに、面積比較でいけばなりますが、その半額以下の利用料金で、むしろ格式のある、江戸時代から引き継がれた格式のある茶室が利用できる、ということで公共としての役割を果たしておるのではないかというふうに考えます。

今回、英雲荘本館については、料金改定をしており、庭だとかの整備も終わってから花月楼も改定すべき、という意見は、筋が一貫しないものではないかと思えます。

また、花月楼では、茶室に限りますけれども、音楽の演奏等については、修正しても、この条例の中で、本館で十分、することが可能であり、修正案に対して賛成の立場を表明いたします。

そのほかの議案については、特別の賛成の理由もありませんが、49号、47号についても、委員長報告のとおり、賛成をいたします。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） それでは、議案第45号、英雲荘の設置及び管理条例、この修正案に反対、それから原案に賛成、という立場で討論をいたします。

まず、英雲荘というものは、本館、それから花月楼、それから庭園、この三者が一体となって英雲荘というものでございます。それで、現在、問題になりました花月楼の料金設定でございますが、これは、まだ庭園が完成していないこと、それから花月楼の使用法、あるいは施設は、現状のままということでございますので、この三者が完全に完成して、公民館的施設から文化的施設へと変わったということについては、理解できるわけでございます。また、29年間、料金改定が、花月楼、なされてなかったということもわかりますけれども、やはり完全に機能を発揮する三者が一体となった時点で料金改定をするべきじゃないかということで、修正案に反対、原案に賛成の立場で討論いたしました。

○議長（行重 延昭君） 6番、高砂議員。

○6番（高砂 朋子君） 議案第45号防府市英雲荘設置及び管理条例の全部改正についてでございますが、修正案に反対、原案に賛成の立場で討論をいたします。

花月楼は、言うまでもなく、歴史的な背景もあり、文化財としての付加価値があることは十分認識いたしております。今後、庭園の整備、またトイレの改修も計画されております。料金改正は、その終了時にすることで対応できると考えます。

建物というのは、人の息遣いのある中で生き生きと保存されていくものだと思います。

当面、現料金でスタートさせ、本条例案第1条に、「活用を図り、また市民の理解を含め」とありまして、せっかく本館を多くの方に見ていただける環境が整ったわけですので、今後、花月楼の存在の周知を含め、利用、活用のPRに努めていくことが必要と考えます。

今後の整備計画を明確にし、実行に移して、市民の皆さん、また市外の皆様にも喜んでいただける施設になるように御努力をしていただきたい、このことを要望いたしまして、原案に賛成討論といたします。

○議長（行重 延昭君） 2番、土井議員。

○2番（土井 章君） 私は修正案に賛成、原案に反対の立場から討論をいたします。

まず、使用料についてでございますけれども、この施設は文化庁からの国庫補助金を受けた文化財施設でございますので、防府市民のみならず、国民共有の貴重な財産でございます。文化福祉会館の茶室の使用料が午前8時から12時までが1,600円、12時から17時までが2,300円というふうな説明があったように聞いております。

ところで、この花月楼の使用料は、同じ午前中が1,050円、午後が1,360円というふうに、要するに公民館施設よりも安いという状態でございます。文化財である花月楼の使用料が、公民館より廉価であるということは、全く理解に苦しむところでございます。

また、文化財は、将来にわたり良好な状態で、長く保存をするという必要がございますので、そのためには使用料にプレミアムをつけて使用を抑制するという効果も持たすべきではないかというふうに考えております。

本館につきましては、300円の観覧料を徴収することになっております。まず、庭園の修理が終わってないとするならば、300円が高いか安いかわかりませんが、議論をしなければなりません。

要するに、中途半端な、英雲荘を300円を取って見せるのかどうかということの議論が残ってくるわけですが、それはさておき、300円を取っておくということは、要するに、文化財として開放するわけですから、観客を抑制するという抑止力も働いていると、あるいはその抑止力を期待して、300円というものがセットしてあるのではないかというふうに思います。もし、広く市民に開放し、あるいは国民に開放し、見ていただきたいのなら、300円、取ることはないわけです。300円を取ることによって、ある程度、良識のある人に、興味のある人に見ていただくという抑止力を働かしておるのではないかと、そういう観点から、使用料を上げることのほうがむしろ自然であるという思いがいたしております。

また、第6条の花月楼の使用から、その他の文化活動を削除することについても、同様でございます。

執行部の説明では、その他の文化活動とは、例えば、囲碁、将棋、俳句、川柳などなど挙げておられました。文化活動というものは非常に幅の広いものでございます。解釈の仕方によっては、幾らでもとられるものでございます。

なかんずく、花月楼は、茶室専用として建設された約120平米の狭隘な建物でございます。何もここで茶道関係以外の文化活動に使用させる必要性はないというふうに考えます。もし、一般的な文化活動にも英雲荘そのものを使用していただきたい、というふうな考えに立つならば、本館棟そのものを一般に開放すべきであります。

頭の中に、今、私が描きましても、本館棟で舞や、琴や、三味線や、というような演奏会が開かれる、非常に何か奥深いものを感じるわけでございます。あるいは、ニューイヤークンサート等も同じものであろうと。何も、花月楼だけを、茶室目的でつくられた花月楼だけを一般開放しますと、一般に使用させますと、いうのは論拠に乏しいと、いうふうに思っております。

以上2点から、原案に反対、修正案に賛成の討論をいたします。

○議長（行重 延昭君） 討論を終結して、最初に議案第45号をお諮りいたします。本案の教育民生委員長報告は修正でありますので、まず教育民生委員会の修正案を起立により採決をいたします。教育民生委員会の修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第45号についての修正案は可決をされました。

次に、修正議決した部分を除く原案について、起立により採決といたします。修正議決した部分を除くその他の部分を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第45号の修正議決をした部分を除くその他の部分は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号及び議案第47号の2議案については、関係各常任委員長の報告のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第49号及び議案第47号の2議案については、原案のとおり可決されました。

推薦第2号防府市農業委員会委員の推薦について

○議長（行重 延昭君） 推薦第2号を議題といたします。

本件は私の一身上に関する事でございますので、地方自治法第117条の規定により、これより除斥のため退場することとし、副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時46分 休憩

午前10時48分 開議

○副議長（松村 学君） それでは、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

それでは、かわって議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。本件については、会議規則第36条第3項の規定により、提出者の説明を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松村 学君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松村 学君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを推薦することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって、推薦第2号については、行重延昭、徳重一代の両氏を推薦することに決しました。

ここで、議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時50分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第50号平成23年度防府市一般会計補正予算（第4号）

○議長（行重 延昭君） 議案第50号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第50号平成23年度防府市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

先ほど、市長が行政報告いたしましたように、自動湯茶機の紙カップ・茶原液の購入契約に係る「怠る事実の違法確認請求・損害賠償等請求住民訴訟事件」について、本市の勝訴が確定したことを確認いたしましたので、弁護士に対します成功報酬金等の諸経費につきまして、4ページ上段の2款総務費1項総務管理費1目一般管理費13節委託料に161万4,000円を計上いたしております。

また、その財源といたしまして、同じページ下段で14款予備費を同額減額いたしまして、補正後の予備費を8億4,316万8,000円といたしております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。19番、田中敏靖議員。

○19番（田中 敏靖君） 応訴費用の完結として、これは弁護士に払うことですが、こういう費用につきまして、勝訴したということで、訴えた人に対する損害賠償ということについては、これは持たせるわけにはいかないのでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 副市長。

○副市長（中村 隆君） この訴訟費用の中には、例えば切手だとか、コピーの費用だとか、そういったものももろもろ含まれておるわけでございまして、弁護士費用につきましては損害賠償ということで、これは請求はできないというふうに私は法令のほうから聞いておりますので、そのように報告させていただきます。

○議長（行重 延昭君） よろしゅうございますか。ほかにどうぞ。副市長、どうぞ。

○副市長（中村 隆君） 弁護士費用の中でも、いわゆる成功報酬でございますね、その部分につきましては、請求はできないと。そのわけは、いわゆる弁護士をつけなくても応訴ができるというふうな理屈から、そのようになっているようでございます。

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第50号については、原案のとおり可決されました。

議案第53号防府市税条例等中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第53号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第53号防府市税条例等中改正について、御説明申し上げます。

本案は、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、本市の市税条例等について、所要の改正をしようとするものでございます。

改正の内容でございますが、市民税の寄附金税額控除について、地方税法を準用することにより、平成23年度1月1日以後に支出する寄附金に対する控除適用下限額を「5,000円」から「2,000円」に引き下げるもの、国税の租税罰則の見直しを踏まえ、市税に係る不申告等に関する過料について、その金額を「3万円以下」から「10万円以下」に引き上げるとともに、その対象を拡大するもの、肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例について、免税対象となる売却頭数の上限を変更の上、適用年限を3年間延長するものなどでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。13番、山本議員。

○13番（山本 久江君） 議案第53号防府市税条例等中改正につきましては、反対の

立場で討論を行いたいと思います。

このたびの改正は、ただいま御説明がありましたように、地方税法等の一部を改正する法律の公布に基づくものでございまして、その趣旨は、現下の厳しい経済状況、あるいは雇用情勢に対応した税制の整備を図るといたしております。

しかしながら、その内容を見てまいりますと、内容の中には、大資産家に対する証券優遇税制を温存いたしております。証券優遇税制は、金持ち優遇税制と、大きな批判を受けまして、廃止の方向も、実は検討されていたものでございますけれども、上場株式の配当、譲渡益に対する優遇税制を2年間先取りをして延長いたしております。

この条例改正では、市民税の所得割におきまして、軽減税率の特例、税率「3%」を「1.8%」とすることを2年、延長するものとなっております。また、納税者に対します罰則の強化も盛り込まれまして、例えば固定資産については、現行「3万円以下」から「10万円以下」の過料と、上限の引き上げが行われております。

厳しい経済、あるいは雇用情勢を考えるならば、担税力のあります大企業、あるいは大資産家に対する減税ではなくて、住民の暮らしと雇用、あるいは地域経済を元気づける、こういった措置こそ求められるべき、必要だというふうに考えております。

今回の改正では、内容的には、例えば、個人住民税における寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ、先ほども御説明ありましたけれども、こういった点、評価できる点もございますけれども、以上の理由から本議案には反対をいたします。

○議長（行重 延昭君） 24番、田中健次議員。

○24番（田中 健次君） 今、山本議員からいろいろ御説明がありましたように、この条例改正は、いわゆる証券優遇税制はじめ、いわゆる金持ち優遇税制を延長するというものであります。

今、東日本大震災が発生し、その財政をどうするか、こういう議論もされて、新たに、国民に税負担を求める、こういうような考え方も示されております。そういうときに、こういった形で、引き続き優遇措置を継続するということは賛成しがたい旨、態度表明いたします。

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。議案第53号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立多数でございます。よって、議案第53号については、原案のとおり可決されました。

議案第51号議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例の制定について

議案第52号防府市議会の議決すべき事件を定める条例中改正について

○議長（行重 延昭君） 議案第51号及び議案第52号の2議案を一括議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。4番、河杉議員。

〔4番 河杉 憲二君 登壇〕

○4番（河杉 憲二君） 議案第51号及び議案第52号の2議案について、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第51号議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例の制定についてでございますが、市が締結する契約及び財産の処分のうち、必要と認められるものについて、議会への報告を求めることにより、議会の検査機能の充実を図るとともに、契約事務の適正な執行に資するため、その詳細について定めるものでございます。

内容につきましては、市が賃借人となる予定価格2,000万円以上の賃貸借契約や予定価格5,000万円以上の業務の委託契約、地方公営企業の業務に関する予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負の契約などについて、議会に報告を求めるものでございます。

続いて、議案第52号防府市議会の議決すべき事件を定める条例中改正についてでございますが、地方自治法の改正に伴い、基本構想の策定について、議会の議決が不要となりましたことから、所要の条文整備を行おうとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの補足説明に対し、一括して質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております2議案については、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、一括して討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。ただいま議題となっております

ます2議案については、原案のとおり、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第51号及び議案第52号の2議案については、原案のとおり可決されました。

意見書第3号「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書

○議長（行重 延昭君） 意見書第3号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。16番、大田議員。

〔16番 大田雄二郎君 登壇〕

○16番（大田雄二郎君） おはようございます。明政会の大田雄二郎でございます。よろしく申し上げます。

「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書。

混合型血管奇形は、動脈、静脈、リンパ管のうち、複数の血管の先天性形成不全をいい、体幹部や下肢、その他、体の各部に大小の腫瘍やあざのような症状があらわれる病気である。

血管の形成が不完全であることから、患部に衝撃を与えると大量出血につながることや、患部がウイルスや細菌等に感染すると、生命にかかわる重篤な事態を引き起こすことが予想される。さらに患部では、血管が異常に成長し、その部分が栄養過剰となることなどから、背骨、骨盤、下肢等の骨格に悪影響を与えることになる。このような結果、日常生活が著しく規制されることとなる。

また、この病気は、医師や看護師の間でも認知度が低く、治療方法の未確立はもとより、多くは、病名さえもわからないことから、患者や家族にとって精神的、経済的な負担が非常に大きなものとなっている。

よって、国におかれては、混合型血管奇形の原因の解明や治療方法の研究・確立を早期に図るとともに、患者が安心して治療を受けられる支援を行うなど、左記の事項について、早急に実現されるよう強く要望する。

記、「混合型血管奇形」を難病指定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成23年6月30日。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付

託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、意見書第3号については、原案のとおり可決されました。

意見書第4号拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度の法制化を求める意見書

○議長（行重 延昭君） 意見書第4号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。12番、重川議員。

〔12番 重川 恭年君 登壇〕

○12番（重川 恭年君） おはようございます。

拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度の法制化を求める意見書。ポイ捨てごみの氾濫や廃棄物処理場の確保の問題、さらには、ごみ処理費負担増による基礎自治体財政の圧迫など、ごみ問題を取り巻く環境はますます深刻化しております。

そういう中で、持続可能な循環型社会を築くためには、廃棄物の発生抑制、再使用を優先する社会を築くことが必要でございます。

そういう中で、防府市議会は政府に対し、容器包装廃棄物の完全発生抑制、再利用・再資源化を促進し、循環型社会の実現を図るため、OECDが提唱する拡大生産者責任及びデポジット制度の導入について、積極的に検討し、早期に制度化を図るよう要望するものでございます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、意見書第4号については、原案のとおり可決されました。

意見書第5号原子力発電所建設計画に関する意見書

○議長（行重 延昭君） 意見書第5号を議題といたします。

提出者の補足説明を求めます。2番、土井議員。

〔2番 土井 章君 登壇〕

○2番（土井 章君） ただいま議題となっております意見書第5号原子力発電所建設計画に関する意見書につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

本年3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震と、その津波による東京電力・福島第一原子力発電所の事故は、筆舌では表現できないほど、大きな被害、苦しみを周辺自治体の住民の方々にもたらし、また、きょう現在でも、事態収拾の見通しは甚だ不透明でありまして、関係住民の不安は募るばかりでございます。

一方、今後30年以内にマグニチュード8以上の規模の東海あるいは東南海、南海地震発生の可能性が予測をされておりまして、これらの地震が発生した場合、東日本大震災で生じたものと同程度の津波が、上関原子力発電所建設予定地を直撃するおそれが十分考えられております。

このため、山口県知事は、開会中の山口県議会におきまして、国の原子力政策や原発の具体的な安全対策が示されていない現時点では、上関原子力発電所計画自体が不透明な状況になるといたしまして、来年10月で期限が切れる建設予定地の公有水面埋立免許の延長を現時点では認めないと発言をされております。

また、福島第一原子力発電所事故では、予想をはるかに超える遠隔地におきましても、放射性物質が検出されていることから、西日本で同規模の地震や津波が発生した場合、既存の九州電力玄海原発、四国電力伊方原発の影響に加えて、上関原発予定地から50キロメートル前後に位置する防府市が大被害をこうむる可能性を否定することはできません。

このようなことから、防府市議会としては、原子力発電所に対する国の安全基準の見直しと、その安全性が確保されるまで、着工は到底容認できるものではないと考えております。

よって、政府に対し、次の事項が早急に対処されるよう要望いたしたい、そして山口県

知事にあっては、その項目が実現できるよう、国に働きかけていただきたいということでございます。

その内容につきましては、一つ、原発に対する国際基準や福島第一原発事故の教訓を踏まえて、安全・安心が担保できる新たな安全基準等をつくり、現存の原発の総点検を行うこと。一つに、国策で進めてきた原子力依存の電力政策を見直し、自然エネルギーの積極的導入を図るなど、「エネルギー基本計画」について、再検討すること、ということでございます。

なお、本文の最終段、「おって、山口県知事は」という次に、「下記事項の」というふうに、お手元に配っております資料ではなっておると思いますが、まことに申しわけございません。「左記」という、「下」を「左」にかえていただきたく、おわびを申し上げまして、修正していただくようお願いを申し上げます。

以上、提案の理由について、御説明を申し上げます。御賛同いただきますように伏しお願いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。20番、木村議員。

○20番（木村 一彦君） ただいま議題となっております、意見書第5号原子力発電所建設計画に関する意見書に、賛成できない旨、討論をいたしたいと思っております。

今回の福島第一原子力発電所の事故は、一たび重大事故が発生し、放射性物質が外部に放出されると、もはやそれを抑える手段は存在せず、被害は、空間的にどこまでも広がる危険があり、また、時間的にも将来にわたって危害を及ぼす可能性があることを明らかにしております。

約10万人といわれる方々が、避難を余儀なくされていることを見ましても、地域社会の存続さえも危うくするものである。まさに、他に例を見ない、異質の危険を人間社会にもたらすものであるということも浮き彫りになりました。さらに事故後、3カ月以上もたつのに、いまだに、終息のための方法やめどが全く立たないなど、現在の原発技術は、本質的に未完成で危険なものであることを示しております。

今、開発されているどんな形の原子炉でも、核エネルギーを取り出す過程で発生すると

ころの莫大な放射性物質、いわゆる死の灰、これを原子炉の内部に安全に閉じ込める手段を、いまだ人類は手に入れておらないわけであります。

さらに、使用済み核燃料の処理方法が全く見つけ出されておられません。今、それぞれの原発には、使用済み核燃料の貯蔵プールというものをつくりまして、これに使用済み核燃料を入れ、水で冷やしております。しかし、これも、あと数年で満杯になると言われております。その後どうするのか、全く見通しが立っておりません。

この点で、今回の意見書が、安全・安心が担保できる新たな安全基準の設定と現存の原発の総点検を行うこと、並びに原子力依存の電力政策の見直しと自然エネルギーの積極的導入など、「エネルギー基本計画」の再検討を求めていることは評価できると思います。しかしながら、この意見書の最大の問題点は、県民・市民の最大の関心事であるところの、また心配の種であるところの、中国電力によって建設が進められている上関原発についての言及が要望事項には全くないことであります。

御承知のように、1982年に上関原発の建設計画が浮上して以来、今日まで29年たちますけれども、この間、この建設の是非をめぐることは、県民世論が大きく分かれてまいりました。現在も祝島の住民をはじめ、多くの県民・市民が粘り強い反対運動を繰り広げているところであります。

そのさなかに起きた今回の福島事故でありますから、上関原発をどうするのかは、地元、山口県にとっては焦眉の問題であります。このことに要望事項で触れない意見書は、県民・市民の関心事、その要望にこたえるものとは、到底言うことができませんし、焦点が定まらない意見書であるということを申し述べざるを得ません。

我が党は、本来、社会の存立を危うくする危険な原発は中止して、我が国もドイツ等と同じように原発ゼロ社会に向けて、今大きく足を踏み出すべきだと考えているところであります。しかしながら、全会一致を尊重する立場から、意見書の作成過程で上関原発を含む新たな原発建設計画は、国の安全対策が確立するまで、当面凍結するという形で一定の譲歩をし、全会一致が図れないかどうかを提案してまいりました。しかし、残念ながらこれは受け入れられませんでした。

そこで、さらに、「要望事項1」について、早急に、安全・安心が担保できる新たな安全基準等を確立し、現存の原発の総点検を行うとともに、この安全基準等が確立されるまで、上関原発を含め計画段階の原発の建設については見合わせるということ、いわば折衷案にまで踏み込んで提案いたしました。しかし、これまた、受け入れられなかったわけであります。

したがって、我が党としては、このような不十分な意見書は到底容認できないので、反

対せざるを得ません。原発事故は、国民の命と暮らし、また、国そのものの存立にかかわる重大問題であります。この際、政治はそれぞれの利害や思惑、メンツなどを捨てて、一致して、全力で真剣に事に当たるべきだということを、改めて強く訴えておきたいと思うわけであります。

以上、討論をさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 24番、田中健次議員。

○24番（田中 健次君） 私も、上関原子力発電所の建設ということについては、反対の立場を持ち、また、国のエネルギー政策のあり方として、「脱原発」という方向性が必要だというふうに考えております。そういった意味で、「記」以下に具体的に、先ほどの木村議員が言われたように、上関原発の問題が含まれていない、そのことについては、大変不十分な点があると思います。

しかしながら、この「原子力発電所建設計画に関する意見書」という形で意見書が出され、この中で、上関原子力発電所のことが述べられ、そして、防府市議会は、原発に対する国の安全基準の見直し等、その安全性が確保されるまで、着工は——この着工は当然、上関の原発ですが、着工は到底容認できないもの、できるものではないと考えると、こういう形で、防府市議会の立場を鮮明にすることがこの意見書の中である、そういった点を評価して、全般的に考えて賛成をいたします。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） 私もこの意見書に賛成の立場から意見を申し上げます。

この意見書については、全会一致を求めるということで、いろんな議論がなされました。その中で、具体的な名前、上関という字句が問題になったわけですが、この意見書の中に、上関原発、知事の言葉を引用した部分と、もう一つ、九州電力玄海原発、それから四国電力伊方原発等に加え、上関原発予定地、こういう「上関」という言葉が入っております。そういうものが全体として、「着工は到底容認できるものではないと考える」という字句が前段で入っております。それから、記の1番、2番、これは日本全体の原発に対する文言、「既存の原発の総点検を行うこと、あるいは国策で進めてきたエネルギー基本計画について再検討すること」、こういうことになっておりますが、前段でそういう「上関」という文言が入っておりますし、「全体の原発の着工は、到底容認できるものではないと考える」という文言が入っております。

私自身、自分の父親が原爆で戦死しております。そういうことで、放射能というのは人一倍強い関心を持ってるところでございます。

そういう中で、全会一致ということが、いろいろ模索されたわけですが、こう

いう意見書になったわけですが、日本全体の原発という意味というふうに、私はとらえて、この意見書に賛成するわけですが。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。本件につきましては、反対の意見もありますので、起立による採決といたします。

意見書第5号については、これを可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（行重 延昭君） 起立、多数でございます。よって、意見書第5号については、原案のとおり可決されました。

常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（行重 延昭君） 次に、常任委員会の閉会中の継続調査についてをお諮りいたします。

各常任委員長から、委員会において調査中の所管事務について、防府市議会会議規則第101条の規定により、お手元に配付しております申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、平成23年第3回防府市議会定例会を閉会いたします。長時間にわたり、慎重な審議をいただきまして、ありがとうございました。大変、お疲れでございました。

なお、お知らせがございます。議員の皆様方におかれましては、大変お疲れのところ申しわけございませんが、お帰りの際には、賛否の報告書を提出いただくということと、3階におきまして、直ちに政策討論会についての御相談がございます。時間はとりません。至急、お集まりをいただきたいと思います。大変お疲れでございました。

以上で閉会いたします。

午前11時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年6月30日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 松 村 学

防府市議会 議員 土 井 章

防府市議会 議員 中 林 堅 造

議案に対する議員の態度

議案番号	平成23年第3回定例会 議案の審議結果	○賛成 ×反対 (欠は欠席)																議決結果								
		会派・議員名(※議長は除く)																								
		明政会			絆		公明党		平成会		前進		七代会		日本共産党		民意クラブ		市民クラブ							
大田	佐鹿	土井	弘中	松村	青木	安藤	山田	高砂	山下	山根	田中敏	小林	横田	今津	齊藤	河杉	久保	木村	山本	重川	三原	藤本	田中健			
44	市道路線の認定及び変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
45	防府市英雲荘設置及び管理条例の全部改正について(修正案)	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	欠	×	○	○	○	○	×	×	×	○	可決	
	(修正議決した部分を除く原案)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	
46	防府市税条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
47	防府市手数料条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
48	防府市営住宅設置及び管理条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
49	平成23年度防府市一般会計補正予算(第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
50	平成23年度防府市一般会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
51	議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
52	防府市議会の議決すべき事件を定める条例中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
53	防府市税条例等中改正について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	原案可決
選任																										
2	防府市議会議会運営委員会委員の選任について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	選任
推薦																										
1	人権擁護委員候補者の推薦について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
2	防府市農業委員会委員の推薦について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	推薦
承認																										
1	専決処分の承認を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	承認
2	専決処分の承認を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
3	専決処分の承認を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
4	専決処分の承認を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
5	専決処分の承認を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	承認
6	専決処分の承認を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	×	○	承認

議案番号	平成23年第3回定例会 議案の審議結果	○賛成 ×反対（欠は欠席）																		議決結果					
		会派・議員名（※議長は除く）																							
		明政会			絆		公明党		平成会		前進		七日会		日本共産党		民意クラブ		一灯会		市民クラブ				
		大田	佐鹿	土井	弘中	松村	青木	安藤	山田	高砂	山下	山根	田中敏	中林	横田	今津	斉藤	河杉	久保		木村	山本	重川	三原	藤本
意見書																									
3	「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
4	拡大生産者責任(EPR)及びデポジット制度の法制化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
5	原子力発電所建設計画に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○	○	原案可決